

11 市町村が子どもや家庭のサポートをしていくために取り組むこと(市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組)

長

さて、この前*は子どもの思いや意見をきいて、おとながそれにこたえるための取組(子どもの権利擁護のための取組)について考えてきました
※117~140 ページのことです

C

そうですね

市

次は何でしょうか？

長

次に考えていきたいことは、子どもができるだけ家庭で育てられるようにするための取組の1つになります

長

これについては、大きく3つ考えています

- ① 市町村に「子ども家庭センター」が置かれ、子どもや家庭へのサポートが充実するようにすること
- ② 市町村が子どもや家庭をサポートする事業がもっとできるようにすること
- ③ 児童家庭支援センターがさらに活躍できるようにすること

里

主に市町村なのですね

長

そうですね
そのため、ここでは、長野県として、①~③のためにどのようなサポートをしていくのかについて考えていくことになります
順番にお話ししていきたいと思います

11-1 市町村の子ども家庭支援体制の構築等

現在の児童福祉法において、市町村は「基礎的な地方公共団体」として、子どもの福祉に関するサポートを適切に行うこととされています。

児童福祉法において、このような市町村の役割が定められたのは、平成16年の法改正にさかのぼります。

それ以前においては、児童虐待を含むあらゆる子ども家庭福祉の相談への対応は児童相談所の業務とされており、また、子どもの家庭における福祉の向上のための施策の一環として、福祉事務所が児童家庭相談室を設置して相談への対応を行っていました。

しかし、児童虐待が急増し、児童相談所において子どもや家庭への専門的な対応などが必要となるケースが増える一方で、子育てへの不安などから、住民に身近な自治体による支援や虐待の予防の重要性が増してきました。

こうした背景のもとで、平成16年に法改正が行われ、子どもの福祉に関する相談や児童虐待の予防のための対応などについては、まずは市町村の役割であり、児童相談所は専門的な知識や技術を必要とする相談への対応や市町村への援助等を行うこととされました。

さて、平成16年の法改正により、子どもの福祉における市町村と児童相談所の役割が定められましたが、具体的な役割分担が必ずしも明確とはいえませんでした。

こうしたことから、平成28年の法改正により、子どもの福祉全体に関する国・県・市町村における役割分担の基本的なあり方について明記されました(第3条の3)。

この平成28年の法改正により、市町村は「基礎的な地方公共団体」として位置づけられるとともに、子育て短期支援事業(ショートステイ事業・トワイライト事業)等の子育て支援事業の実施に努めることとされました。

そして、令和4年の法改正において、市町村は、サポートが必要とされた子どもや家庭に対して家庭支援事業を利用するよう勧め、利用できるようなサポートをしなければならないこととされました。

こうした法改正により、市町村には、住民に最も身近な行政機関として、虐待を含む養育上の様々な困難な問題を抱えた子どもや家庭に対する虐待防止に向けたサポートをはじめとした、家庭維持(子どもを家庭から分離しない)のためのサポートが求められています。

今回の新しい計画においては、こうした市町村による子どもや家庭へのサポートがより進んでいくようにするための県の取組を考えていきます。

11-(1) 市町村が、これまで以上に子どもや家庭から相談を受け、サポートができる仕組みを整えるために県が取り組むこと(市町村の相談支援体制の整備に向けた県の支援・取組)

長

まず取り組みたいことは、市町村が、これまで以上に、子どもや家庭から相談を受け、サポートが充実するようにするための仕組みづくりとして、市町村に「こども家庭センター」が置かれるようにすることです

C

「こども家庭センター」?

長

令和4年に法律(児童福祉法)が変わったときに、新しくつくられました

市

市町村で、子どもや家庭のサポートを行ってきた

- 母親になる人と生まれてくる子ども、母親や小さな子どもの健康を守るための仕事をすると(母子保健部門の組織)
- 子どもや家庭からの相談の受けつけや、難しい問題を抱えた子どもや家庭のサポートをするための仕事をすると(こども福祉部門の組織)

の2つを1つにしたものですね

長

もともとかわりの深い部門でしたが、この2つを1つにすることによって、市町村の子どもや家庭へのサポートがよりよくなるようにすることが期待されているのです

町

そのために、県内の市町村に「こども家庭センター」が置かれるようにしたいということですね

長

そのとおりです

11-(1)-1 「こども家庭センター」とは?

令和4年の児童福祉法改正により、

- 母子保健部門の業務を担う「子育て世代包括支援センター」
- こどもの福祉に関する支援業務を担う「子ども家庭総合支援拠点」

の2つの組織が見直されました。

そして、この2つの組織を1つにした、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対する一体的な相談・サポート機能を持つ「こども家庭センター」の設置が児童福祉法に位置づけられ、市町村の努力義務(設置しなければならないわけではないが、設置するよう努めること)になりました(令和6年4月1日施行)。

「こども家庭センター」は、これまで母子保健部門が持つ機能を担ってきた「子育て世代包括支援センター」とこども福祉部門が持つ機能を担ってきた「子ども家庭総合支援拠点」がそれぞれの持つ機能を活かしながら、一体的に子どもや子育て家庭に対する相談やサポートを行うための組織です。

こうした母子保健部門とこども福祉部門が持つ機能の連携や協働によって、リスクの有無にかかわらずすべての子育て家庭に対して行うサポート(ポピュレーションアプローチ)と、虐待などのリスクがあり、子どもや家庭への支援が特に必要な子育て家庭を対象としたサポート(ハイリスクアプローチ)を両輪として、こどもの虐待に至る前の予防的な対応を必要とする家庭から虐待を含めた子育てに様々な困難を抱える家庭までを幅広く対象とした、切れ目のないサポートをすることを目指し、「こども家庭センター」は児童福祉法に位置づけられました。

○

ところで、「こども家庭センター」では、具体的に何をしますか？

学

これまでも市町村によっては取り組んできたものもあると思いますが、主なものとして、

- こどもを産む前の母親やこどもが生まれたばかりの母親などからの相談を受ける
 - すべてのこどもや家庭からの相談を受ける
 - 難しい問題を抱えるこどもや家庭をサポートする
 - 地域のなかで、難しい問題を抱えるこどもや家庭をサポートしてくれる市町村以外のところを探して協力していく
- といった仕事が期待されています

弁

そのほかに、学校などと協力して、家でおとながするような家事や家族の世話をし、勉強する時間や好きなことをする時間がなくなっているようなこども(ヤングケアラー)を見つけて、サポートしていくということも期待されていますね

長

学者さん・弁護士さん、ありがとうございます

こうしたサービスやサポートが住民の一番近くにある市役所や町・村役場でされていくということが大事だと考えています

市

結果として、難しい問題を抱えたこどもであっても、できるだけ家庭から離れずに生活し続けられるようにして行ってほしいですね

町

この前※に話し合った、計画の基本的な考え方(計画の理念)

- こどもができるだけ「家庭で家族の一員として」育つこと
 - こどもが「自分をずっと支え、つながっていてくれるおとなとの関係」のなかで育つこと
- を具体的なものにするためにも必要ですね

※6-(1)・6-(2)のことです

11-(1)-2 こども家庭センターに期待される役割

母子保健部門とこども福祉部門の機能をあわせ持つ「こども家庭センター」には、主に以下のような役割が期待されています。

- 母子保健の機能とこども福祉の機能の一体的な運営を通じて、
 - ①妊産婦と乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的なサポート
 - ②こどもと子育て家庭(妊産婦を含む)の福祉に関する包括的なサポートを、切れ目なく提供すること
- サポートが必要であることに気づいていない家庭、またサポートの手続きを行うことが困難な家庭、自らサポートを求めることに困難を抱える家庭などをできる限り早く発見・把握し、サポートにつなげていくこと
- 特に困難な問題を抱えたこどもや家庭の課題・ニーズに応えるために、母子保健事業や家庭支援事業、その他の多様なサービスや地域資源を有機的に組み合わせ、「サポートプラン(または支援計画等)」として必要な支援内容を組み立てること
- 「サポートプラン」に沿ったサポートが適切に提供されるよう、関係機関との調整を行い、変化する家庭の状況に応じたサポート内容の見直し等を含めた、継続的なマネジメントを行うこと
- 地域全体のニーズや既存の地域資源の把握を行うとともに、不足する地域資源については新たな担い手となり得る者を発掘・養成すること。その上で、地域資源どうしのつながりを形成していくこと
- 子育て支援施策・支援等の担当者や関係機関と、顔の見える関係や信頼関係を築き、気になるこどもや家庭があった場合の相談先としての相互の連絡窓口(担当者・連絡先等)を明確にすること等により、サポートを必要とするこどもや家庭の情報を速やかに共有し、連携してサポートに当たることができる体制を整えること
- ヤングケアラーを早く発見し、サポートにつなぐために、学校(特に小学校・中学校)をはじめ、高齢者福祉、障がい福祉、介護、医療等に係る関係機関との間で、顔の見える関係や連携体制を築くこと

もちろん、「こども家庭センター」の有無にかかわらず、市町村においてこどもや家庭をサポートしていくに当たっては、上記と同様の役割が期待されていると考えます。

しかし、「こども家庭センター」が設置されることで、こうしたサポートがこれまで以上にスムーズに行われていくことが期待されているところです。

長

市役所さん・町村さん、ありがとうございます
県としても、住民に一番近い市役所や町・村役場で「こども家庭センター」が置かれて、難しい問題を抱えたこどもや家庭へのサポートをしていける仕組みができるための取組を進めていきたいと考えています

施

市町村による、こどもや家庭へのサポートの仕組みづくりについては、現在の計画でも取り組んでいましたね

長

はい
このような取組をしてきました

【現在の計画で主に取り組んできたこと】

- 市町村で、母親になる人を含めた母親や小さなこどもの健康を守るための仕事をするところ(子育て世代包括支援センター)ができるようにすること
- 市町村で、こどもや家庭からの相談の受け付けや、難しい問題を抱えたこどもや家庭のサポートをするための仕事をするところ(子ども家庭総合支援拠点)ができるようにすること
- 市町村・県などが協力して、問題を抱えるこどもや家庭を地域ぐるみでサポートするための仕組み(こども家庭支援ネットワーク)をつくること

市

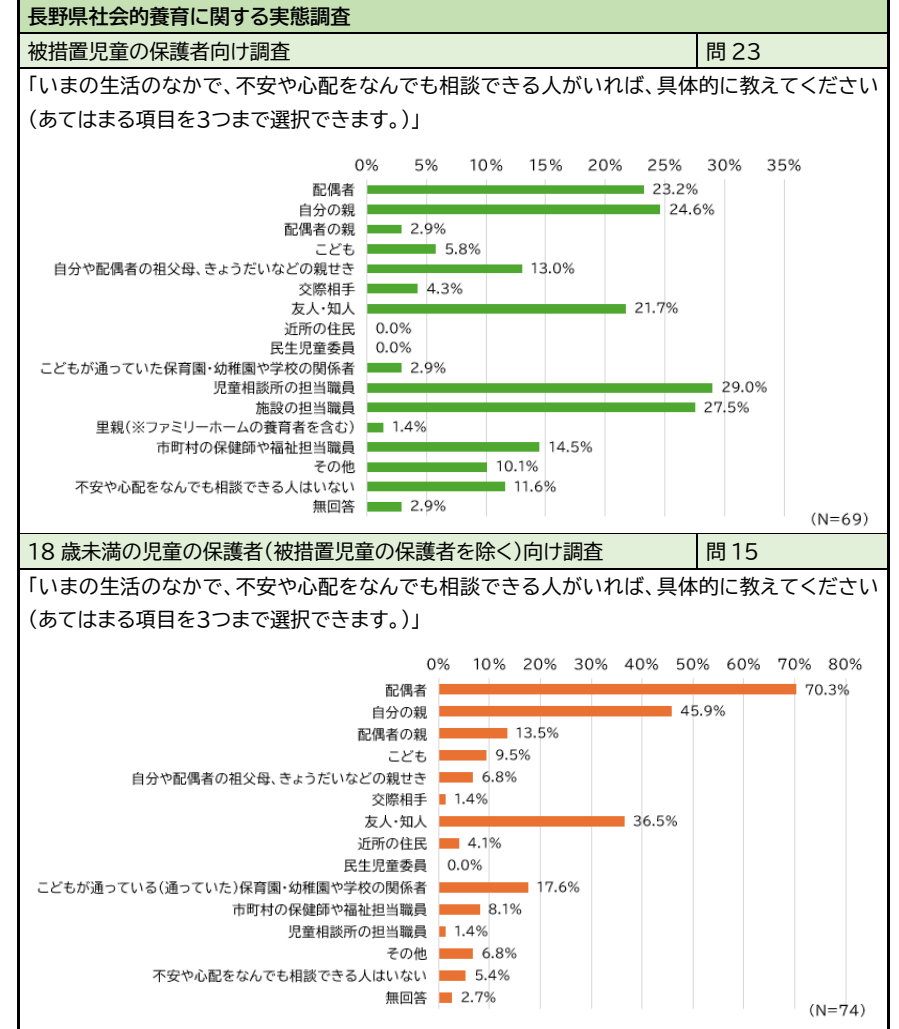
そして、こうした取組の結果、どうなったのかについて、このようなことをチェックしてきましたね

【現在の計画でチェックしてきたこと】

- 「子育て世代包括支援センター」を置いている市町村の数
- 「子ども家庭総合支援拠点」を置いている市町村の数

11-(1)-3 「長野県社会的養育に関する実態調査」の結果から

令和6年6月から7月に行った「長野県社会的養育に関する実態調査」では、以下のアンケートを行いました。



長

そのとおりです

そして、令和6年度までに「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」が県内のすべての市町村(77 市町村)に置かれるようにするという目標にできました

P

結果はどうなっているのですか？

長

令和6年度から法律が変わって、法律のなかで「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」がなくなってしまったので、令和5年度の状況になりますが、

- 「子育て世代包括支援センター」を置いている市町村の数・・・77
- 「子ども家庭総合支援拠点」を置いている市町村の数・・・57となりました

施

「子育て世代包括支援センター」はすべての市町村に置かれたのですね

長

母親になる人を含めた母親や小さなこどもの健康を守るための仕事(母子保健の業務)については、かなり以前から市町村の仕事として行われてきたので、比較的スムーズに「子育て世代包括支援センター」をつくることができたのではないかと考えています

里

「子ども家庭総合支援拠点」はすべての市町村に置かれなかったのですね

長

県でも、市町村のみなさんに向けた勉強会などを開いて、「子ども家庭総合支援拠点」が置かれるように取り組んでしましたが、すべての市町村に置けない結果となりました

生活上の不安や心配を相談できる人として「市町村の保健師や福祉担当職員」と回答した、被措置児童の保護者は14.5%、18歳未満児童の保護者(被措置児童の保護者除く)は8.1%という結果となりました。

今回の調査では、選択できる数を3つに限ったこともあり、配偶者や親などに相談する保護者が多いという結果になったとも考えられますが、市町村の保健師や福祉担当職員に気軽に相談できるような仕組みが十分にできていないということも1つの要因として推測されるところです。

しかし、「市町村の保健師や福祉担当職員」と回答した割合は高いものであるとはいえませんが、一定数の保護者は市町村の担当者を頼りにしているという実態もわかりました。

こうした結果からも、市町村が、これまで以上にこどもや家庭から相談を受け、サポートができるような仕組みを作っていくことが求められていると考えられます。

11-(1)-4 現在の計画における取組

「市町村が、これまで以上にこどもや家庭から相談を受け、サポートができるように」することについて、現在の計画では、主に以下のような取組を進めてきました。

- ① 「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の設置促進
 - 各種研修会等を通じて、市町村に必要なアドバイスや情報提供を行う
 - 児童相談所への「地域養育推進担当」の配置による市町村支援
- ② 「市町村子ども家庭支援ネットワーク」の構築
 - 市町村・県・民間団体が連携・協働して、問題を抱えるこどもや家庭を地域で包括的にサポートするための「子ども家庭支援ネットワーク」の体制構築

P

そうになったのは、なぜだと考えているのでしょうか？

長

- こどもや家庭からの相談の受けつけや、難しい問題を抱えたこどもや家庭のサポートをするための仕事(こども福祉の業務)については、先ほどの母子保健の仕事と比べて、市町村の仕事としてやってきた年数が短い(歴史が浅い)こと
- そのことに加えて、小さい(人口が少なく、役場職員の数も少ない)町や村では、こうしたサポートのための仕事そのものが少ないため、十分な経験が積めず、準備もできない
ということではないかと考えています

町

この前※にもお話ししましたが、長野県にはこうした小さい町や村が多く、こうした小さな町や村では、こどもの福祉の仕事に限ったことではありませんが、国や県が求めるようなレベルの仕事が十分できていないところもあるのかなとも思います

※101・103・105 ページのことです

里

ところで、「こども家庭センター」は、どのくらいの市町村で置かれているのですか？

長

令和6年4月の時点では、32市町村(16市・16町村)で置かれています

長

令和4年に法律(児童福祉法)が変わり、令和6年度から置かれるようになったばかりで、それまで2つの部門だったところを1つにすることになるので、まだ準備が間に合っていない市町村も多いと考えています

学

法律が変わったばかりなので、まだまだこれからということですか？

11-(1)-5 現在の計画における指標(目標値)

現在の計画では、以下の評価指標と目標値を定めています。

評価指標	目標値	
	令和6年度	令和11年度
「子育て世代包括支援センター」を設置している市町村数	77(全市町村)	77(全市町村)
「子ども家庭総合支援拠点」を設置している市町村数	77(全市町村)	77(全市町村)

11-(1)-6 現在の計画における指標(目標値)の現状

令和4年改正児童福祉法が令和6年4月1日に施行されたことにより、「子育て世代包括支援センター」「子ども家庭総合支援拠点」の法律上の位置づけがなくなったため、令和5年度末の状況となります。

評価指標	策定時の状況	目標の達成状況
	令和元年度	令和5年度
「子育て世代包括支援センター」を設置している市町村数	36	77(全市町村)
「子ども家庭総合支援拠点」を設置している市町村数	15	57

11-(1)-7 「こども家庭センター」の設置状況

令和6年4月1日時点の「こども家庭センター」の設置状況は以下のとおりです。

評価指標	現在の状況	
	令和元年度	令和6年度
「こども家庭センター」を設置している市町村数	—	32

長

そのように考えています

市

市町村で「こども家庭センター」が置かれるための取組として、どのようなことを考えていますか？

長

法律が変わって「こども家庭センター」にはなりましたが、これまで取り組んできたことも取り入れながら、県では次のような取組をしていきたいと考えています

【新しい計画で取り組みたいこと】

- 「こども家庭センター」が市町村に置かれるようなサポートをする
- 「こども家庭センター」で、こどもや家庭へのよりよいサポートができるような勉強の機会などをつくる
- 市町村で、難しい問題を抱えるそれぞれのこどもや家族をサポートするための計画(サポートプラン)がつくられるためのサポートをする
- 市町村と児童相談所がもっといっしょに動き、いっしょに学んで、さらに協力ができるようにする

A

いろいろありますね

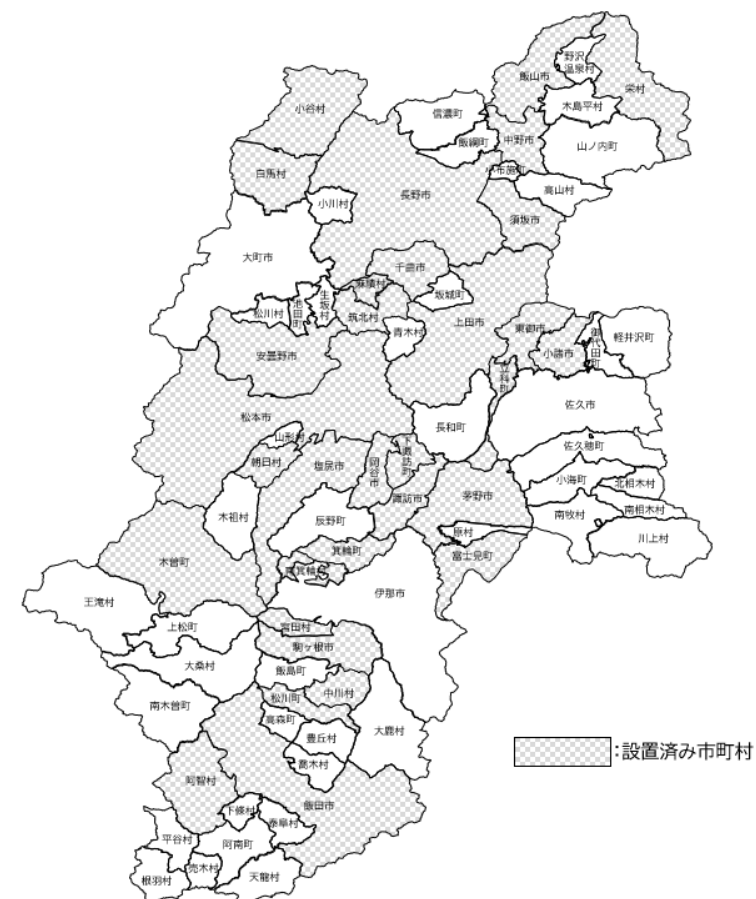
町

何度も言ってしまいましたが、小さい町や村でも「こども家庭センター」が置かれて、難しい問題を抱えるこどもや家族をサポートできるようにしてってほしいと思います

施

県内の小さい町や村でも「こども家庭センター」を置いて、難しい問題を抱えるこどもや家族のサポートに積極的に取り組んでいるところもありますね？

【図 11-1:県内市町村の「こども家庭支援センター」設置状況(令和6年4月時点)】



11-(1)-8 現在の計画における指標(目標値)の現状に対する要因分析

「子育て世代包括支援センター」については、令和4年度に県内のすべての市町村(77 市町村)に設置されました。

母子保健の分野の業務については、昭和 40 年の母子保健法の施行以前から、市町村が担ってきた業務もあり、一定の歴史的な業務の積み上げがなされてきていると考えられます。

こうしたことから、市町村の規模を問わず母子保健分野を担う「子育て世代包括支援センター」の設

長

はい
そうした取組をしている町や村の話を聞いてもらったり、専門家の話を聞いてもらったりしながら、勉強してもらえるような機会もつくっていき
たいと考えています

里

そうした勉強をしてもらいながら、「こども家庭センター」に期待されてい
る役割の大切さを理解してもらって、「こども家庭センター」を置いてく
れる市町村が増えて、これまで以上にこどもや家庭から相談を受け、サ
ポートができるようになっていくとよいですね

長

そうあってほしいと思っていますし、そのためにも、先ほど言ったような
取組を進めていきたいと考えています

C

ところで、こうした取組の先にどんな目標を考えているのですか？

長

はい
主なものとしてこのような目標を立てたいと考えています

【主な目標にしたいもの】

すべての市町村(77 市町村)に「こども家庭センター」が置かれること

弁

どこの市町村に住んでいても、「こども家庭センター」による相談やサポ
ートが受けられるようになってほしいですね

A

困ったときに身近で気軽に相談できるところがあるとうれしいです

P

そうですね

置については、比較的スムーズに進んでいったと考えられます。

他方「子ども家庭総合支援拠点」については、令和5年度末の時点で、すべての市町村への設置がで
きませんでした。

11-1 でも説明したとおり、こども福祉分野の業務が市町村の業務となったのは、平成 16 年の児童
福祉法改正からとなります。

母子保健分野の業務と比較すると、まだ歴史が浅く、特に小規模な町村においては、市町村業務とし
ての人材の確保を含めて定着が進んでいないことも考えられます。

また、視点を変えると、母子保健の業務は基本的にリスクの有無にかかわらずすべての子育て家庭に
対して行う取組(ポピュレーションアプローチ)として、市町村区域内の母子のすべてを対象として業務
をすることになります。したがって、区域内に母子がいる限りは必ず一定の業務があることになります。

それに対して、こども福祉分野の業務は、虐待などのリスクが高い子育て家庭を対象としたサポート
(ハイリスクアプローチ)が中心となります。したがって、市町村区域内にハイリスク家庭がない(少ない、
あるいは見つけられない)場合には、業務が(ほとんど)発生しない(あるいは業務をしない)というこ
とも考えられます。

こうしたことなどから、こども福祉分野を担う「子ども家庭総合支援拠点」の設置が、小規模町村を中
心に十分進んでこなかったのではないかと考えられます。

また、令和4年改正児童福祉法が令和6年4月1日に施行されたことにより、「こども家庭センター」が
法律上位置づけられましたが、小規模町村を中心に設置が遅れている状況です。

令和4年の児童福祉法改正からの準備期間が十分確保できていないということも考えられますが、
上記のとおり、こども福祉の分野の業務が十分定着してきていない(いなかった)ということも要因とし
て考えられるところです。

11-(1)-9 新しい計画における取組

市町村が、これまで以上にこどもや家庭から相談を受け、サポートができるように、今回の新しい計
画では、現在の計画での取組も踏まえつつ、以下の取組を進めていきます。

① 市町村に「こども家庭センター」が設置されるためのサポート

- 研修等を通じた、すでに設置している市町村の取組の共有、特に小規模町村での取組を共有
していく
- 市町村でこどもや家庭のサポートを担う職員を対象とした研修等を行う

長

そうなるように取り組んでいきたいと思います

長

さて、ここでもう一度、新しい計画での主な取組と目標を整理しましょう

【新しい計画での主な取組】

- 「こども家庭センター」が市町村に置かれるようなサポートをする
- 「こども家庭センター」で、こどもや家庭へのよりよいサポートができるような勉強の機会などをつくる
- 市町村で、難しい問題を抱えるそれぞれのこどもや家族をサポートするための計画(サポートプラン)がつくられるためのサポートをする
- 市町村と児童相談所がもっといっしょに動き、いっしょに学んで、さらに協力ができるようにする

【主な目標】

- すべての市町村(77市町村)に「こども家庭センター」が置かれること

里

それでよいと思います

市

私たちも頑張らないといけないですね

町

そうですね
頑張しましょう

学

こどもたちにはどういったところを見て(感じて)もらいましょうか？

長

こういったところを見て(感じて)ほしいと思います

- 児童相談所に「社会的養育推進担当」の専任職員を配置(「地域養育推進担当」は廃止)し、10広域ごとに未設置市町村を対象とした設置に向けてのサポート(広域内で設置済みの市町村との情報共有や研修の機会の提供)等を行う
- すべての市町村が、困難な問題を抱えたこどもや家庭について、適切なサポートプランを作成し、サポートできるような取組(先進事例の共有・研修等の実施)を進める
- 「こども家庭センター」の設置サポートと合わせ、子育て世帯の身近な相談機関として市町村が整備に努めることとされている、「地域子育て相談機関」についても、その整備を促していく

② 市町村と児童相談所等の連携・協働

- 市町村または児童相談所が支援しているケースについて、特に、児童相談所の措置にまでは至らないが、複雑な問題を抱えるこどもや家庭のケースについて、児童相談所が同行支援等を積極的に行い(または働きかけ)、市町村と連携・協働して在宅指導等のサポートを適切に行う
- こどもが一時保護(委託)となっているケースや、里親委託・施設入所等のケースについても、同様に児童相談所と市町村は連携・協働してこどもや家庭に対するサポートを行う
- 児童相談所職員と市町村職員の合同による研修等の実施等を通じて、相互の専門性や業務について理解を深めるよう努める

なお、現在の計画には、「市町村こども家庭支援ネットワーク」の構築がありますが、今回の計画においては、こうした名称や形式にこだわらず、上記の取組を進めていくこととします。

11-(1)-10 新しい計画における取組を進めるために必要な資源等

上記に掲げた取組を進めていくに当たっては、次のような資源等を整備していく必要があります。

必要となる資源等	資源の必要量
こども家庭センターの設置数	全市町村で設置
こども福祉に携わる市町村職員に対する研修の実施回数(「こども家庭センター」におけるサポートプランの策定体制の整備のための研修を含む)	全県での研修会を各年度1回以上開催 4つのエリア(北信・東信・中信・南信)ごとの研修会を各年度1回以上開催
県と市町村の人材交流の実施体制の整備	児童相談所と市町村による事例検討会を各年度1回以上開催(児童相談所ごと)

【こどものみなさんへ】

- いま、あなたが住んでいる市・町・村に「こども家庭センター」はありますか？また、あることを知っていますか？
- あなたが住んでいる市・町・村の「こども家庭センター」は、あなたが家族との生活のなかで困ったときに気軽に相談できるところですか？また、そうしたときに必要なサポートをしてくれるところですか？
- 1年後、2年後…5年後…の「いま」はどうですか？

A

私も自分が住んでいるところでどうなっているか、どうなっていくか見ていきたいと思います

長

ありがとうございます

長

「市町村が、これまで以上にこどもや家庭から相談を受け、サポートができるように県が取り組むこと」については、話し合いがまとまったかなと思いますので、ここまでとしたいと思います

里

まだまだ、話し合いは続きますね

長

はい
まだまだ話し合いたいことがあります
引き続きよろしくお願いします

11-(1)-11 新しい計画における資源等の整備目標

市町村が、これまで以上にこどもや家庭から相談を受け、サポートができる（市町村の相談支援体制の整備）ための取組を進めるに当たって、以下のような資源等の整備目標を設定します。

整備すべき資源等	令和 6年度 現状	令和 7年度 目標	令和 8年度 目標	令和 9年度 目標	令和 10年度 目標	令和 11年度 目標
「こども家庭センター」の設置市町村数	32	50	60	70	75	77
こども福祉に携わる市町村職員に対する研修の実施回数	全県での研修会を各年度1回以上開催 4つのエリア（北信・東信・中信・南信）ごとの研修会を各年度1回以上開催					

11-(1)-12 市町村の相談支援体制の整備に向けた県の支援・取組の評価指標

長野県において、市町村の相談支援体制の整備に向けた県の支援・取組がどの程度進んでいるかを評価するに当たり、目標等は定めませんが、以下の指標も設定し、評価していきます。

評価指標
こども福祉に携わる市町村職員に対する研修の受講者数
県と市町村の人材交流の実施状況
「こども家庭センター」におけるサポートプランの策定状況
市町村における「地域子育て相談機関」の整備数

11-(2) 市町村で、こどもや家庭をサポートする事業がもっとできるために県が取り組むこと(市町村の家庭支援事業等の整備に向けた県の支援・取組)

長

この前※は、市町村がこどもや家庭のサポートをしていくための仕組みづくりについてお話ししてきました

※11-(1)のことです

B

市町村に「こども家庭センター」が置かれるようにするための取組についてのお話でしたね

長

そのとおりです

そのために県が取り組むことについてお話ししてきました

町

そうすると、次は

「市町村がこどもや家庭をサポートする事業がもっとできるようにすること」に向けた県の取組についてですね

長

はい

今回は、そのことについて、みなさんとお話をしていきたいと思います

B

ところで、「こどもや家庭をサポートする事業」とは、どういうものがあるのですか？

長

例えば、保護者が病気になったり、こどもとの関係にすごく疲れたりして、少しの間(一時的に)こどもを育てられないような場合に、施設などでこどもを預かる「子育て短期支援事業」(ショートステイ事業・トワイライトステイ事業)などがあります

里

でも、どうして、こうした取組が必要になるのでしょうか？

11-(2)-1 市町村における家庭支援事業等の整備に向けた取組

平成 28 年の児童福祉法改正では、市町村は、地域においてこどもが健全に育てられるよう「子育て支援事業」が着実に実施されるよう、必要なことをするよう努めることと(努力規定)されました。

そして、令和4年の児童福祉法改正では、上記の「子育て支援事業」についての努力規定を残しつつ、市町村はサポートが必要なこどもや家庭に対して、「家庭支援事業」が利用できるようにサポートしなければならない(義務)こととされました。

また、家庭支援事業については、サポートが必要と考えられる場合に、事業を使うように勧めても利用に至らないような場合には、(対象となるこどもや家庭が拒否する場合を除き)事業を提供することができるとされており、市町村の決定(措置)により必要なサポートを提供することも必要です。

さて、「子育て支援事業」と「家庭支援事業」については、内容としては重複する事業もありますが、おおむね以下のように整理できると考えます。

【図表 11-2:「子育て支援事業」と「家庭支援事業」】

	子育て支援事業	家庭支援事業
児童福祉法上の根拠	第 21 条の9	第 21 条の 18
対象	地域のすべてのこどもや家庭	市町村や児童相談所においてサポートが必要とされたこどもや家庭
主な事業	放課後児童健全育成事業 子育て短期支援事業 乳児家庭全戸訪問事業 養育支援訪問事業 地域子育て支援拠点事業 一時預かり事業 病児保育事業 子育て援助活動支援事業 子育て世帯訪問支援事業 児童育成支援拠点事業 親子関係形成支援事業	子育て短期支援事業 養育支援訪問事業 一時預かり事業 子育て世帯訪問支援事業 児童育成支援拠点事業 親子関係形成支援事業

なお、子育て世帯訪問支援事業・児童育成支援拠点事業・親子関係形成支援事業の3事業は、令和4年の児童福祉法改正により、新たに位置づけられた事業です。

こうした令和4年の児童福祉法改正を踏まえ、市町村においては、サポートを必要とするこどもや家庭に対して、家庭支援事業をはじめとしたサービスを提供し、これまで以上にこうしたこどもや家庭をサポートしていくことが求められています。

長

先ほど言った「子育て短期支援事業」のような事業は、「家庭支援事業」と呼ばれるもののひとつで、こうした問題を抱えるこどもや家庭をサポートしていくための事業として、多くの事業があります

学

市町村がこうした事業をしていくことで、問題を抱えるこどもや家庭をサポートして、住んでいる地域のなかで親子が離れることなく、いっしょに暮らしていけるようにして欲しいということですね

里

つまり、計画の基本的な考え方(計画の理念)を形にするための取組の1つとして、進めていきたいということですね

長

そのとおりです

長

また、令和6年度に行ったアンケート調査では、保護者の人たちにもアンケートをしました、実際にこうしたサポートを必要としている人たちがいるということがわかってきました

施

なるほど
ところで、現在の計画では、「市町村がこどもや家庭をサポートする事業がもっとできるようにすること」に向けた取組というものはあったのですか？

長

現在の計画では、具体的な取組について、はっきりとは決めていませんでした

長

ただ、「市町村がこどもや家庭をサポートする事業がもっとできるようにすること」に関しては、次のことについてチェックしてきました

また、県としても、こうした市町村のサポート体制作りに必要な取組を進めていく必要があります。

用語解説	家庭支援事業
	- 家庭支援事業とは、令和4年の児童福祉法の改正により、法律上位置づけられた、以下の6つの事業のこと(第21条の18第1項)。 - 市町村は、これらの事業を必要とする家庭に対し、事業の利用の勧奨・支援をしなければならないこととされている。
事業名	事業内容
子育て短期支援事業	保護者の疾病や育児疲れ等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等や里親等への委託により、レスパイトケア等、必要な支援を行う事業 短期間(数日から1週間程度)こどもを預かる短期入所生活援助(ショートステイ)事業と、平日の夜間や休日にこどもを預かる夜間養護等(トワイライトステイ)事業がある。
養育支援訪問事業	子育てに不安や孤立感等を抱える家庭や養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施する事業
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業
子育て世帯訪問支援事業	家事・育児等に対して不安を抱えた子育て家庭等を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を行う事業
児童育成支援拠点事業	虐待や不登校などにより、家や学校に居場所のない学齢期以降のこどもに居場所の提供や相談等を行う事業
親子関係形成支援事業	こどもとの関わり方に悩みや不安を抱える子育て家庭に対して、こどもとの関わり方を学ぶためのペアレントトレーニング等を行う事業
	- 家庭支援事業が法律上位置づけられた背景としては、子育てを取り巻く環境の変化(核家族化・共働き世帯増加などの家族構成の変化、地域のつながりの希薄化等)により、子育て世帯が孤立感や不安感を抱えながら子育てを行っている現状がある。 - 児童虐待相談対応件数が増加傾向にあるなか、児童虐待の防止等を図り、こどもの健全な育成を図るためには、こどもの養育環境が深刻な状況になる前に、市町村の家庭支援事業による、こどもや家庭への支援を提供することが求められている。

【現在の計画でチェックしてきたこと】

- 「子育て短期支援事業」などの、家庭で生活しているこどもやその親をサポートするサービスが利用できる市町村の数

市

それについては、令和6年度までに 77 市町村(すべての市町村)で利用できるようにするという目標にしていたんですね？

長

そのとおりです

B

結果はどうなっていますか？

長

家庭で生活しているこどもやその親をサポートするサービスのなかでは、「子育て短期支援事業」を行っている市町村の数が一番多いのですが、令和6年度の時点では 57 市町村※となっています

※ここでは、ショートステイ事業(トワイライトステイ事業を含まない)を行っている市町村の数です

町

すべての市町村(77 市町村)にはなかったのですね

O

ほかの事業(サービス)については、それをしている市町村がもっと少ないということですね

学

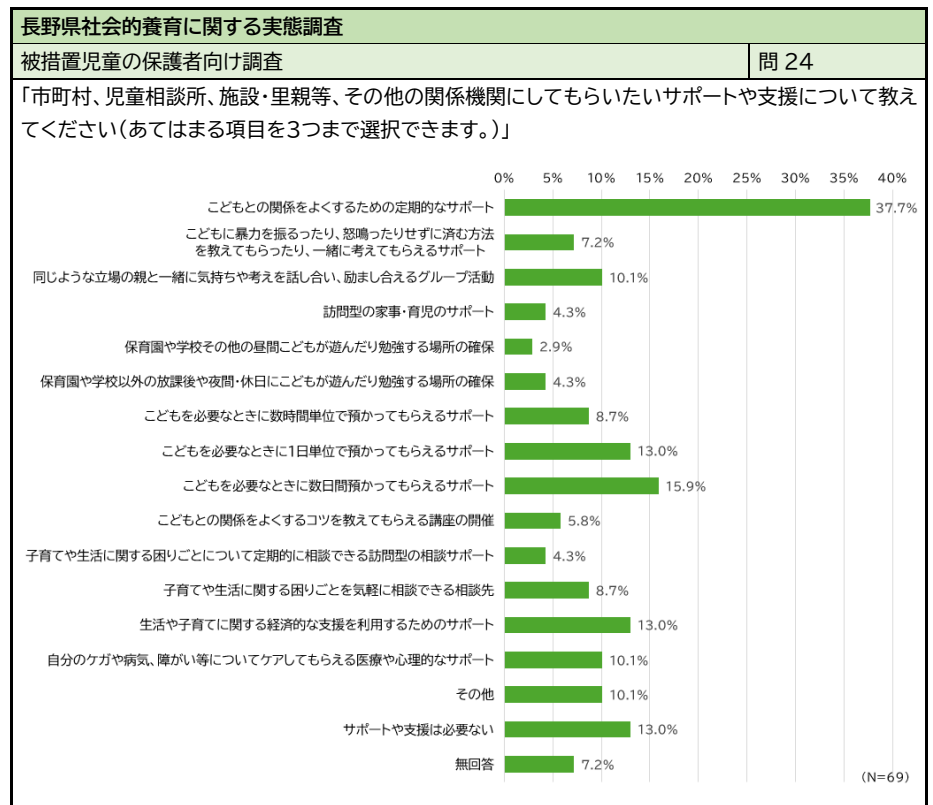
こうした状況になっているのは、なぜだと考えていますか？

長

実は、このことについて、市町村の様子がよくわからなかったので、令和6年度に市町村にアンケートをしました

11-(2)-2 「長野県社会的養育に関する実態調査」の結果から

令和6年6月から7月に行った「長野県社会的養育に関する実態調査」では、施設や里親の家庭などで生活するこどもの保護者・それ以外の 18 歳未満のこどもの保護者を対象に、今後受けたいサポートについて、以下のアンケートを行いました。



市

令和6年の8月ごろにアンケートしていましたね

長

はい

そして、そのアンケートの結果から、大きく2つの理由が見えてきました

長

1つ目は、市町村が、こうした事業をお願いできるところが見つからないということです

町

市町村の仕事は、すべてを自分たち(市町村の職員だけ)ですることではできません

市

例えば、道路(市町村道)の工事を専門の会社などにやってもらっているように、
「子育て短期支援事業」などのサービスについても、専門にやってもらえるところをお願いしたいのですが、こうした仕事をお願いできるところがなかなか見つからないのです

里

なるほど

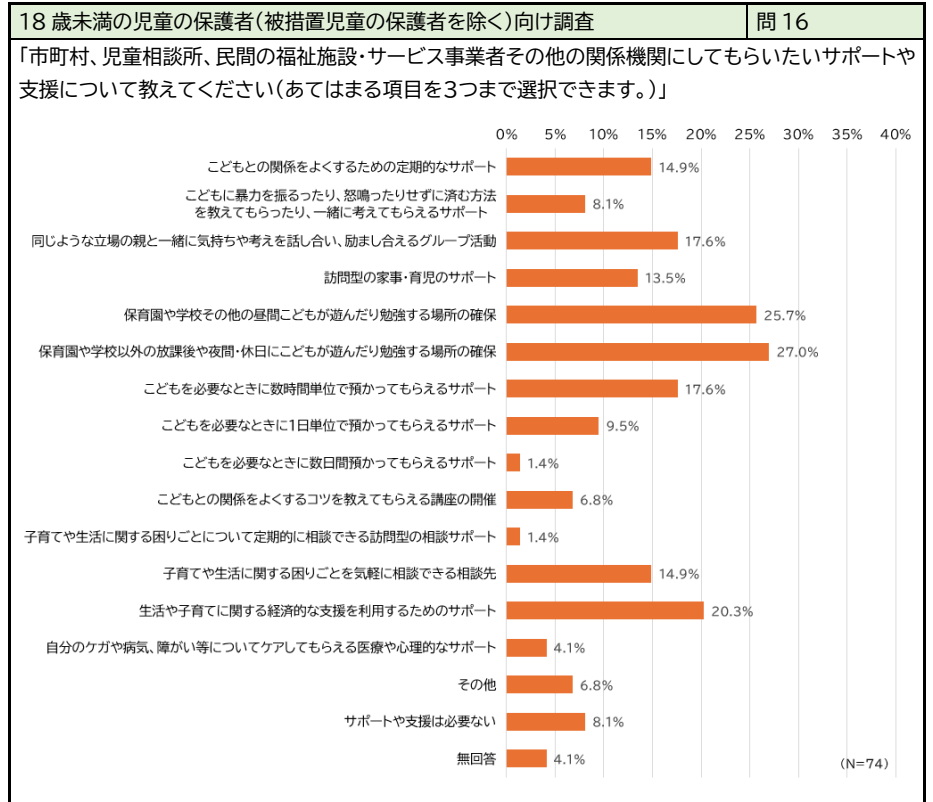
そういう問題があるということですね

C

2つ目は何ですか？

長

2つ目は、特に人口が少ない村でのことになりますが、
こうしたサービスを必要としている人がいない、あるいは非常に少ない(と考えている)ことで、前向きになって、こうした事業を始められないということがあって考えています



調査の結果、経済的な支援を利用するサポートのほかでは、「子どもとの関係をよくするための定期的なサポート」(養育支援訪問事業、親子関係形成支援事業等)のほか、「子どもを必要に応じて1日(または数日)単位で預かってもらえるサポート」(一時預かり事業、子育て短期支援事業等)や「訪問型の家事・育児のサポート」(子育て家庭訪問支援事業等)等といった、市町村の家庭支援事業等によって提供可能なサービスについて、一定のニーズがあることがわかってきました。

今回の調査結果を踏まえても、サポートが必要な子どもや家庭に対する市町村によるサポート事業の整備が必要であると考えられます。

11-(2)-3 現在の計画における取組

「市町村で、子どもや家庭をサポートする事業がもっとできるため」の取組について、現在の計画では、具体的な取組を定めていません。

弁

2つ目の理由については、
令和4年に法律(児童福祉法)が変わってきていますね？

学

市町村はサポートが必要な子どもや家庭には、「家庭支援事業」が利用できるようにサポートしなければならないことになっているので、現在の計画ができたときは状況が変わってきていますね？

長

そのとおりです
令和4年に法律が変わったことで、今の時点で「家庭支援事業」のようなサービスが必要ない状況であったとしても、それが必要とされたときに、そうしたサービスが利用できるようサポートができる準備をしておく必要が出てきていると考えています

町

それは人口が多い市でも、少ない町村でも同じだということですね

長

そのように考えています

市

それでは、新しい計画では「市町村が子どもや家庭をサポートする事業がもっとできるようにすること」に向けて、どのような取組を進めていこうとしているのでしょうか？

長

このような取組を進めていきたいと考えています

11-(2)-4 現在の計画における指標(目標値)

現在の計画では、「市町村で、子どもや家庭をサポートする事業がもっとできるため」の取組に関して、以下の評価指標と目標値を定めています。

評価指標	目標値	
	令和6年度	令和11年度
ショートステイ・トワイライトステイ等の在宅支援事業の利用可能な市町村数	77(全市町村)	77(全市町村)

11-(2)-5 現在の計画における指標(目標値)の現状

現在の計画で定めた評価指標と目標値に対して、令和6年度の状況は以下のとおりとなっています。

評価指標	策定時状況	目標の達成状況
	令和元年度	令和6年度
ショートステイ・トワイライトステイ等の在宅支援事業の利用可能な市町村数	46	57

(注)令和6年度の市町村数は、児童相談・養育支援室の調査(R6年7月時点)による

11-(2)-6 現在の計画における指標(目標値)の現状に対する要因分析

令和6年度に家庭支援事業の実施状況等について、市町村にアンケート調査を行いました。

例えば、子育て短期支援事業(ショートステイ事業)については、県内市町村でも実施している市町村が増えてきていますが、アンケート調査の結果、実施していない市町村の課題として多かったものは、「実施したいが、地域に適切な委託先がない」「ニーズ調査はしていないがニーズがないと思われる」といったものでした。

また、ほかの家庭支援事業についても、こうした理由で事業を実施していない(できていない)市町村が多いことがわかってきました。

こうした事業の多くは、専門的な対応やそのための場所も必要となり、市町村が直接実施することは難しいため、基本的に民間事業者等に委託して実施することになります。

すでに子育て短期支援事業(ショートステイ事業)を実施している市町村においても、ニーズを満たせるだけの委託先の確保ができていないと考える市町村も多いですが、特に事業の担い手となりうる民

【新しい計画で取り組みたいこと】

- それぞれの地域のなかの市町村や施設、里親などが集まって、地域のなかで「こどもや家庭をサポートする事業」ができるような話し合いをしていく
- 施設や市町村が新しく「こどもや家庭をサポートする事業」ができるようなアドバイスを
- 市町村が里親などに「子育て短期支援事業」(ショートステイ事業など)がお願いできるようにしていく

A

地域のなかで話し合っていくということですか？

そのとおりです

こうした「こどもや家庭をサポートする事業」は、こどもが生活している地域のなかで提供できるようにしていかなければいけないと考えているのです

長

町

この前※、長野県の特徴について話をしたときに10の地域という話がありましたが、10の地域それぞれのなかで話し合いをしていきたいということですか？

※105・107 ページのことです

はい

そうした話し合いなどをしていくことで、市町村や施設・里親などがお互いに協力しながら「こどもや家庭をサポートする事業」をやっていったらいいと考えているのです

長

弁

話し合いをまとめていくのは大変そうですね

間事業者の少ない町村において委託先の確保もできないために事業実施ができないところがあるという様子がうかがえます。

また、今回のアンケートでは、特に小規模な町村を中心に「ニーズ調査はしていないがニーズがないと思われる」という回答が多くありました。

県内の町村では18歳未満の児童数が100人にも満たない町村があり、こうした小規模な町村のなかには、子育て短期支援事業(ショートステイ事業)等のニーズがない(あるいは非常に少ない)と考えており、事業の実施に消極的になっている町村があるという様子がうかがえます。

以上のことから、現在の計画における目標に対する現状の結果の要因をまとめると、主に

- ① 事業の担い手を確保できないために事業が実施できない
 - ② 事業にニーズがない(あるいは非常に少ない)と考え、事業実施に消極的となっている
- ということになると考えられます。

11-(2)-7 新しい計画における取組

市町村で、こどもや家庭をサポートする事業がもっとできるために、今回の新しい計画では、以下の取組を進めていきます。

- ① 市町村において家庭支援事業が実施されるためのサポート
 - 各地域(10広域)において、市町村、乳児院・児童養護施設等の施設、その他の民間事業者、里親及び児童相談所等による連携・協働に向けた意見交換の場を設け、家庭支援事業の実施に関する情報交換・検討・調整等を行う
 - 児童相談所に配置する専任の「社会的養育推進担当」職員及び県担当職員による、児童養護施設及び乳児院等に対する、家庭支援事業実施に向けての助言やサポートの実施
 - 児童相談所に配置する専任の「社会的養育推進担当」職員及び県担当職員による、各地域(10広域)の市町村に対する、広域的な家庭支援事業の実施に向けての助言やサポートの実施
- ② 子育て短期支援事業の委託先として里親、ファミリーホーム、児童家庭支援センターが活用されるためのサポート
 - 里親支援センターによる子育て短期支援事業の受託の促進及び子育て短期支援事業の担い手となる登録里親の確保
 - 児童家庭支援センターによる子育て短期支援事業の受託の仕組み作りとその促進
- ③ ほかの市町村や地域においてモデルとなる取組を推進するためのサポートとその周知
 - 児童相談所に配置する専任の「社会的養育推進担当」職員及び県担当職員が、市町村や乳児院・児童養護施設等の施設、里親などの協力を得て、他のモデルとなる取組を把握し、それを

長

そうですね

それでも、やっていかなければいけないと考えているところです

また、話し合いなどで出てきたよい取組については、ほかの市町村や地域に広めていくこともしていきたいと思います

P

それでは、こうした取組の先にどんな目標を考えているのですか？

長

主なものとしてこのような目標を立てたいと考えています

【目標にしたいもの】

- 少なくとも、1年に2回以上、それぞれの地域のなかの市町村や施設、里親などが集まって、地域のなかで「子どもや家庭をサポートする事業」ができるような話し合いをすること
- すべての里親支援センターやファミリーホームなどで「子育て短期支援事業」(ショートステイ事業など)ができるようにすること

弁

この前※にも同じようなことを言いましたが、
どこの市町村に住んでいても、「子どもや家庭をサポートする事業」による相談やサポートが受けられるようになってほしいですね

※155 ページのことです

A

私も、そうあってほしいと思います

長

そうなるように取り組んでいきたいと思います

学

話もまとまってきたと思いますので、ここでもう一度新しい計画での主な取組と目標を整理しましょうか

更に推進するためのサポートを行うとともに、研修会等において積極的に周知する

11-(2)-8 新しい計画における取組を進めるために必要な資源等

上記に掲げた取組を進めていくに当たっては、次のような資源等を整備していく必要があります。

必要となる資源等	資源の必要量
市町村「子ども・子育て支援事業計画」における家庭支援事業の確保方策	県内 10 地域での、市町村、乳児院、児童養護施設、里親、ファミリーホーム、児童家庭支援センター、里親支援センター等による連携・協働に向けた意見交換の場
市町村において「子育て短期支援事業」を委託している里親の数	委託可能な里親・ファミリーホームを中学校区に1世帯以上
市町村において「子育て短期支援事業」を委託している里親支援センターの数	すべての里親支援センター
市町村において「子育て短期支援事業」を委託しているファミリーホームの数	すべてのファミリーホーム
市町村において「子育て短期支援事業」を委託している児童家庭支援センターの数※	すべての児童家庭支援センター

※本体施設において受け入れるものも含むが、子育て短期支援事業の専用棟・ユニットにおいて行うものに限る

わかりました

【新しい計画での主な取組】

- それぞれの地域のなかの市町村や施設、里親などが集まって、地域のなかで「こどもや家庭をサポートする事業」ができるような話し合いをしていく
- 施設や市町村が新しく「こどもや家庭をサポートする事業」ができるようなアドバイスを
- 市町村が里親などに「子育て短期支援事業」(ショートステイ事業など)がお願いできるようにしていく

【主な目標】

- 少なくとも、1年に2回、それぞれの地域のなかの市町村や施設、里親などが集まって、地域のなかで「こどもや家庭をサポートする事業」ができるような話し合いをすること
- すべての里親支援センターやファミリーホームなどで「子育て短期支援事業」(ショートステイ事業など)ができるようにすること

市

こうしたことについても、私たちは頑張らないといけないですね

施

私たちも、何ができるのか考えていかないといけないですね

学

さて、こどもたちにはどういったところを見て(感じて)もらいましょうか？

こういったところを見て(感じて)ほしいと思います

11-(2)-9 新しい計画における資源等の整備目標

市町村で、こどもや家庭をサポートする事業がもっとできるための取組を進めるに当たって、以下の資源等の整備目標を設定します。

整備すべき資源等	令和 6年度 現状	令和 7年度 目標	令和 8年度 目標	令和 9年度 目標	令和 10年度 目標	令和 11年度 目標
県内10地域での、市町村、乳児院、児童養護施設、里親、ファミリーホーム、児童家庭支援センター、里親支援センター等による連携・協働に向けた意見交換の場	—	各地域における、各年度2回以上の関係機関による連携・協働に向けた意見交換の実施				
市町村において「子育て短期支援事業」を委託可能な里親がいる中学校区の数	120	129	140	151	167	181 ^{※3}
市町村が「子育て短期支援事業」を委託している里親支援センターの数	1 ^{※1}	1	3	5	7	10
市町村が「子育て短期支援事業」を委託しているファミリーホームの数	5	5	6	8	10	15
市町村が「子育て短期支援事業」を委託している児童家庭支援センターの数 ^{※2}	1	1	5	8	10	15

※1 里親支援センターを設置している法人が設置している乳児院による受託

※2 本体施設において受け入れるものも含むが、子育て短期支援事業の専用棟・ユニットにおいて行うものに限る

※3 全ての中学校区

【こどものみなさんへ】

- いま、あなたが住んでいる市・町・村では、「こどもや家庭をサポートする事業(家庭支援事業)」が行われていますか？
- いま、あなたが住んでいる市・町・村では、あなたや家族が必要なときに「こどもや家庭をサポートする事業(家庭支援事業)」によるサポートを受けることができますか？
- 1年後、2年後・・・5年後・・・の「いま」はどうですか？

町

すぐに、こうした事業を十分にすることはできないかもしれませんが、できるだけ早くできるようにしていかなければいけないと思うので、私たちも頑張りたいと思います

施

ほんとうは、施設に入ったり、里親に預けられたりするようなこどもがなくなるのが理想だとずっと思っています
施設としても、家庭でこどもが暮らし続けられるよう、市町村のみなさんといっしょに取り組みたいです

長

ありがとうございます

私たちもできるだけ取組をしていきたいと思っています

長

さて、「市町村で、こどもや家庭をサポートする事業がもっとできるために県が取り組むこと」については、話し合いがまとまったと思いますので、今日の話し合いは、ここまでにしたいと思います

11-(2)-10 市町村における家庭支援事業等の整備に向けた取組の評価指標

長野県において、こどもや家庭をサポートする事業がもっとできるための取組(市町村における家庭支援事業等の整備に向けた取組)がどの程度進んでいるかを評価するに当たり、目標等は定めませんが、以下の指標も設定し、評価していきます。

評価指標
家庭支援事業の各事業を実施している市町村の数
市町村の家庭支援事業を受託している乳児院の数
市町村の家庭支援事業を受託している児童養護施設の数

11-(3) 専門的な相談やサポートが受けられる「児童家庭支援センター」がさらに活躍するために取り組むこと(児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組)

長

突然ですが、
こどものみなさんと、施設や里親の家での生活を経験したみなさんは、
「児童家庭支援センター」を知っていますか？

A

知りません

O

私も知りません

P

「こども家庭センター」とは違うのですか？

B

よく覚えていませんが、私がまだ家にいたころに、そこから相談員の人が
来ていたような気がします

学

もちろん、私を含めたこども福祉にかかわったことのあるおとなは知っ
ていると思いますが、
それ以外の人にはあまり知られていないように感じています

長

そうですね
でも、「児童家庭支援センター」は「こども家庭センター」とは違うもので、
新しい計画のなかでも大きな役割を果たしてほしいと考えています

P

どういことですか？

弁

その前に「児童家庭支援センター」について、説明してもらいましょうか

11-(3)-1 「児童家庭支援センター」とは？

児童家庭支援センターは、平成9年の児童福祉法改正により、相談支援機関として法律上位置づけられた施設です。

その当時は、いわば児童相談所の業務を補完する施設(児童相談所のブランチ)として、

- ① 地域や家庭からの相談への対応
- ② 児童相談所からの受託によるこどもや家庭への指導
- ③ 関係機関との連携・連絡調整

といった役割を持つ施設として位置づけられていました。

その後、平成16年の児童福祉法改正により、こども福祉に関する相談や児童虐待の予防のための対応などについては、まずは住民に身近な市町村の役割であるとされましたが、市町村での対応に当たっては、専門的な知識や技術の確保の面で課題がありました。

こうしたことから、平成20年の児童福祉法改正により、児童家庭支援センターの役割として

- ① 地域や家庭からの相談のうち、専門的な知識や技術を必要とする相談への対応
- ② 市町村の求めに応じた専門的なアドバイス
- ③ 児童相談所からの受託によるこどもや家庭への指導
- ④ 関係機関との連携・連絡調整

といった見直しが行われました。

こうした法改正を経て、「児童家庭支援センター」は、専門的な知識や技術が必要なケースへの支援を行うとともに、その専門性を背景として、市町村をバックアップする役割を持った施設であることが明確にされ、現在に至っています。

【図表 11-3:「児童家庭支援センター」と「こども家庭センター」】

	児童家庭支援センター	こども家庭センター
児童福祉法上の根拠	第44条の2	第10条の2
設置主体	地方公共団体又は社会福祉法人等 (県による認可が必要)	市町村(努力義務)
主な業務内容	●こどもや家庭からの相談のうち、専門的な知識や技術を必要とするものへの対応 ●市町村の求めに応じた技術的助言などの援助 ●児童相談所から受託されたこどもや家庭への指導(サポート)	●支援を必要とするこどもや家庭に対する相談やサポート ●サポートプランの作成

学

市町村でも、こどもや家庭からの相談などを受けていると思いますが、「児童家庭支援センター」は、地域で生活するこどもや家庭からの相談のうち、「専門的な」知識や技術が必要な相談を受けるところです

施

例えば、家庭で病気やお金などといったいろいろな問題が重なってしまった場合や、こどもと家族の関係がとて悪くなってしまったような場合などでは、専門的な知識や技術を持った職員が相談を受けた方がよいことがあって、そうした相談を受けたりしています

市

市町村の「こども家庭センター」などで、こどもや家庭からの相談を受けるときに、「児童家庭支援センター」から専門的な立場からアドバイスをお願いしたり、いっしょにサポートが必要な家庭などへの訪問に行ってもらったりすることもあります

ほかにも

- 児童相談所が指導をお願いしたこどもや家庭への訪問や指導
- 里親やファミリーホームから相談を受けて、サポートすること
- こどもや家庭への支援にかかわる人たちと協力していくことなどの役割も持っています

施

そして、現在、長野県には6か所の「児童家庭支援センター」があります

C

「児童家庭支援センター」については、ある程度わかってきましたが、それがどうしたのですか

こうした「児童家庭支援センター」が、長野県内のそれぞれの地域のなかでさらに活躍してほしいと考えています

長

長

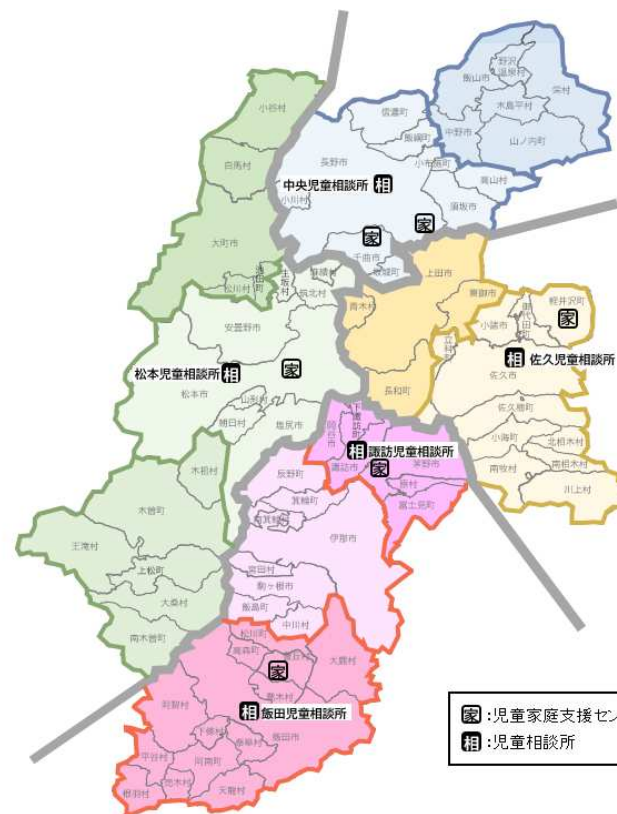
11-(3)-2 長野県における「児童家庭支援センター」

令和6年4月時点で、長野県内には6か所の「児童家庭支援センター」があり、県内の児童相談所が管轄する各区域に1か所以上で設置されている状況です。

これは、現在の計画より前に作った計画（「長野県家庭的養護推進計画」）において、県内の「児童相談所の管轄圏域（区域）」ごとに1箇所のセンター整備」を目標とした取組を進めてきた結果と考えています。

それぞれの「児童家庭支援センター」では、設置された地域に密着し、こどもや家庭からの相談のうち専門的な知識や技術が求められる相談対応やサポートに当たるとともに、必要に応じて、児童相談所・市町村などとも連携した対応を行っています。

【図表 11-4：長野県内の児童家庭支援センター設置状況】



弁

サポートが必要となる子どもや家庭が、地域の身近なところで、子どもが家族から離れずに生活できるような専門的な相談やサポートを受けられることは、こうした子どもや家族にとっても心強いのではないのでしょうか

施

「児童家庭支援センター」がある地域の市町村からも、専門的なアドバイスなどができるということ、頼りにされていると感じています

町

例えば、小さな町や村の役場では、役場のなかに知っている人もいて、相談しにくいような子どもや家庭もありますが、こうした子どもや家庭からの相談を受けてもらったりもしているので、ありがたいと思っています

Q

つまり、「児童家庭支援センター」が地域のなかで活躍できるようにすることが、この前※に話し合った、計画の基本的な考え方(計画の理念)

- 子どもができるだけ「家庭で家族の一員として」育つこと
- 子どもが「自分をずっと支え、つながっていてくれるおとなとの関係」のなかで育つこと

を実現していくために必要だということですね

※6-(1)・6-(2)のことです

長

そのとおりです

P

ところで、現在の計画では、何か取り組んできたのですか？

長

現在の計画では、具体的な取組については決めていませんでした
また、特にチェックするものについても、決めていませんでした

【図表 11-5:長野県内の「児童家庭支援センター」の概要】

センター名	所在市町村	設置年度	職員数※	令和5年度 相談対応延べ件数 (うち訪問対応件数)	(参考)本体施設
下伊那児童家庭支援センター「こっこ」	豊丘村	H26	常勤3名	1,772 件 (654 件)	児童養護施設 慈恵園
松代児童相談センター「ふらっと」	長野市	H27	常勤3名 非常勤1名	1,237 件 (462 件)	児童養護施設 松代福祉寮
けいあい地域子育て支援相談室	千曲市	H31	常勤3名 非常勤1名	1,102 件 (661 件)	児童養護施設 恵愛
児童家庭支援センター「つつじ」	茅野市	R2	常勤3名	2,207 件 (1,372 件)	児童養護施設 つつじが丘学園
松本児童家庭支援センター「あいく」	松本市	R2	常勤2名 非常勤2名	1,603 件 (643 件)	児童心理治療施設 松本あさひ学園
児童家庭支援センター「スマイル」	軽井沢町	R4	常勤3名	1,796 件 (442 件)	児童養護施設 軽井沢学園

※「長野県児童家庭支援センター運営事業費補助金」の対象となっている職員数

11-(3)-3 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進のための取組

長野県では、子どもができるだけ家庭で育てられるようにするため、専門的な知識や技術をもって市町村のバックアップができる「児童家庭支援センター」の重要性が高まってきていると考えています。

しかし、県内の児童家庭支援センターの状況を見ると、現在6か所ある児童家庭支援センターにおいて、すべての市町村のバックアップ機能が果たしているかという、そうではない状況がうかがえます。

もちろん、児童家庭支援センターが設置されている近隣の市町村との関りは、ある程度できてきており、そうした市町村へのバックアップ機能などはできてきていると考えられますが、県内にある市町村すべてをバックアップできる体制にはなっていないという課題が出てきています。

また、今後、児童家庭支援センターには、児童相談所からの在宅指導委託や市町村の家庭支援事業による在宅支援の重要な担い手としても期待がされているところです。

しかし、現在設置されている児童家庭支援センターでは、すでに、限られた職員のなかで相当数の相談対応に当たってきています。

○

何か理由はあったのですか？

はい

現在の計画をつくったときには、

- 県内の児童家庭支援センターの数が少なかった
 - 県内の児童家庭支援センターが地域のなかでの活動してきた年数が短かった
- という状況でした

長

学

そうした状況のなかでは、地域のなかで、児童家庭支援センターがどのくらい必要とされているのかが、十分わからなかったということですか？

そのように考えています

長

施

現在の計画ができてからの5年間で、児童家庭支援センターも6か所になり、活動を続けてきたなかで、地域のなかでも評価されるようになってきていると感じています

学

長野県の施設ではないですが、施設のなかには、児童家庭支援センターでのサポートを中心にしながら、前※に話した「ショートステイ」や学校や家庭以外でのこどもの居場所の提供などを組み合わせてサポートしているところも出てきていますね

※161・163 ページなどのことです

長

そうですね

現在の計画を進めてきた5年間で見てきた、児童家庭支援センターに期待される役割も考えながら、新しい計画での取組も進めていきたいと考えています

そのため、現在設置されている児童家庭支援センターにおいて、これまで以上の市町村へのカバーや家庭支援事業の受託は困難であると考えられます。

こうした現状を踏まえ、長野県としては、地域のなかで専門的な相談やサポートを提供することができる「児童家庭支援センター」を増やしていくこと、そしてこうした「児童家庭支援センター」が地域のなかでさらに活躍してもらえるような取組を進めていきます。

11-(3)-4 現在の計画における取組

現在の計画では、施設の多機能化等のなかで児童家庭支援センターの設置の推進や、児童家庭支援センターにおける市町村や児童相談所などの関係機関との連携強化については言及していますが、具体的な取組を定めていませんでした。

令和2年度に現在の計画を作りましたが、計画作りを進めていた令和元年度の時点で、県内にあった児童家庭支援センターは3か所でした。

もちろん、長野県においては、児童家庭支援センターの必要性を踏まえて、設置を進めてきたところではあります。

しかし、現在の計画が作られた時点では、児童家庭支援センターの数も多くなく、設置されてからの時間(年数)が浅かったため、地域のなかでの児童家庭支援センターに対する評価が定まっていませんでした。

現在の計画において、児童家庭支援センターの関する具体的な取組を定められなかったのは、こうした理由があると考えています。

11-(3)-5 現在の計画における指標(目標値)

現在の計画では、評価指標と目標値を定めていません。

B

それでは、新しい計画では児童家庭支援センターがさらに活躍できるように、どのような取組を進めていこうとしているのでしょうか？

長

次のような取組を進めていきたいと考えています

【新しい計画で取り組みたいこと】

- 児童家庭支援センターを増やしていくこと
- 児童家庭支援センターが、「家庭支援事業」などを組み合わせて行うことによって、これまで以上に、手厚い支援が必要な地域のこどもや家庭をサポートするためのサービスができるようにしていくこと

学

児童家庭支援センターを増やそうとしているのですね？

長

現在の計画を進めてきた5年間の様子を見てきて、

- 少なくとも10の地域に1つずつ
- 地域によっては、人口やニーズなどにあわせて2つ以上の児童家庭支援センターが置かれるようにして、それぞれの地域のなかで活躍してもらえるようにしていきたいと考えています

施

施設が、施設で生活するこどもへのサポートのために身につけてきた専門的な知識や経験を、地域のこどもや家庭のために発揮して、地域の子育てをサポートするための拠点になっていくチャンスかもしれませんね

長

そのように前向きに考えていただけると、ありがたいです

C

具体的にはどのような目標を考えていますか？

11-(3)-6 新しい計画における取組

児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けて、今回の新しい計画では、以下の取組を進めていきます。

- ① 地域ごとに「児童家庭支援センター」が設置されるためのサポート
 - 各地域(10 地域)において「児童家庭支援センター」の担い手となりうる事業者と協力し、児童家庭支援センターの設置に向けた取組をサポートしていく
- ② 児童家庭支援センターの機能強化に向けたサポート
 - 児童家庭支援センターにおいて、市町村の家庭支援事業や児童相談所からの在宅での指導措置委託等を受けることによって、複雑な問題を抱えるこどもや家庭を地域でサポートできるようにしていく
- ③ 児童家庭支援センターへの指導措置委託の積極的な検討
 - 市町村を中心とした複数の関係者がサポートに大きな困難を抱えている家庭や、こどもの家庭復帰から間もない家庭への地域でのサポートの強化ために、児童相談所による児童家庭支援センターへの指導措置委託を積極的に活用していく
- ④ 児童家庭支援センターと市町村との連携体制の構築
 - 児童家庭支援センターが市町村に対して技術的・専門的助言を行えるようにするなど、児童家庭支援センターと市町村が連携して地域のこどもや家庭をサポートできる体制を作っていく

11-(3)-7 新しい計画における取組を進めるために必要な資源等

上記に掲げた取組を進めていくに当たっては、次のような資源等を整備していく必要があります。

必要となる資源等	資源の必要量
児童家庭支援センターの設置数	10 広域ごとに最低1か所 ただし、一部の地域では、人口・面積・ニーズ等に応じて2か所以上
児童相談所からの在宅指導措置委託件数	市町村や児童相談所において必要とする件数
市町村から家庭支援事業を委託されている児童家庭支援センター	すべての児童家庭支援センター

このような目標にしていきたいと考えています

【主な目標にしたいもの】

- 県内の各地域(10 地域)に児童家庭支援センターが置かれる
- 県内の児童家庭支援センターを、15 か所に増やす

学

かなり数を増やそうとしているようですが、

- 長野県の面積の広さや市町村の数の多さ
- 児童家庭支援センターに今後期待している役割

などを考えると、このくらい必要だということですね

長

そのとおりです

A

さて、そろそろ、話もまとまってきたように思いますが、ここでもう一度新しい計画での主な取組と目標を整理してもらえますか？

長

そうですね

【新しい計画での主な取組】

- 児童家庭支援センターを増やしていくこと
- 児童家庭支援センターが、「家庭支援事業」などを組み合わせて行うことによって、これまで以上に、手厚い支援が必要な地域の子どもや家庭を継続してサポートするサービスができるようにしていくこと

【主な目標】

- 県内の各地域(10 地域)に児童家庭支援センターが置かれる
- 県内の児童家庭支援センターを、15 か所に増やす

11-(3)-8 新しい計画における資源等の整備目標

児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組を進めるに当たって、以下の資源等の整備目標を設定します。

整備すべき資源等	令和 6年度 現状	令和 7年度 目標	令和 8年度 目標	令和 9年度 目標	令和 10年度 目標	令和 11年度 目標
児童家庭支援センターの設置数※1	6	6	8	11	13	15
児童相談所の在宅指導措置委託件数※2	各年度において市町村や児童相談所が在宅での指導措置委託を必要とする件数					
市町村から家庭支援事業を委託されている児童家庭支援センター	1	1	5	8	10	12～15

※1 計画を推進していくに当たり、各地域の資源の状況を踏まえながら、必要(地域の子どもや家庭のニーズ)に応じて 15 か所を超える設置も検討

※2 児童家庭支援センター以外の民間機関への委託件数を含む

なお、上記の整備目標のうち、「児童家庭支援センターの設置数」については、地域ごとに以下の整備目標を設定します。

エリア	地域	令和 6年度 現状	令和 11年度 目標
東信エリア	佐久地域	1	1
	上田地域		2
南信エリア	諏訪地域	1	1
	上伊那地域		1
	南信州地域	1	2
中信エリア	木曽地域		1
	松本地域	1	2
	北アルプス地域		1
北信エリア	長野地域	2	3
	北信地域		1
合計		6	15

弁

地域の身近なところで、専門的な相談などを受けてくれるところ、市町村に相談しにくいことが相談できるようになっていくといいですね

学

そして、こうした児童家庭支援センターで、市町村と協力して、家庭で暮らす子どもやその家庭をサポートするためにいろいろなサービスを提供できるようになれば、もっとよいと思います

長

そうなるように、取り組んでいきたいと思います

A

ところで、私たちはどういったところを見て(感じて)いけばよいですか

長

こういったところを見て(感じて)ってください

【こどものみなさんへ】

- いま、あなたが住んでいるところの近くに「児童家庭支援センター」はありますか？
- 1年後、2年後・・・5年後・・・の「いま」はどうですか？

A

私も「児童家庭支援センター」が近くにあるか、なければいつできるのかを見ていきたいと思います

長

よろしくお願いします

長

さて、今日の話し合いはここまでにしたいと思います
次回から、少しテーマが変わりますので、よろしくお願いします

11-(3)-9 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組の評価指標

長野県において、児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組がどの程度進んでいるかを評価するに当たり、目標等は定めませんが、以下の指標も設定し、評価していきます。

評価指標
児童家庭支援センターが市町村要保護児童対策地域協議会に参画している市町村数

用語解説	要保護児童対策地域協議会
	・ 児童福祉法(平成 16 年改正)に基づき、地方公共団体が設置するよう努めることとされている組織(第 25 条の2) ・ 名称が長いので、略称として一般的に「要対協」と呼ばれる ・ 虐待を受けている子どもをはじめとする「要保護児童」などの早期発見や適切な保護を含む早期支援のためには、関係機関※による地域ネットワークが不可欠であることから、こうした地域ネットワークを法律上位置づけたもので、県内のすべての市町村に設置されている ・ 法律上、県も設置できるため、県でも設置しているが、地域ネットワークとしての役割があることから、基本的には市町村が設置・運営している協議会に児童相談所が構成員に加わり、地域の「要保護児童」などへの対応を行っている ・ 構成員には法律上守秘義務が課せられ、支援に必要な情報の共有や支援方針の検討などを行う
	※市町村(「こども家庭センター」又は児童福祉や母子保健担当部署)、児童相談所、福祉事務所、学校、警察、病院、児童福祉施設、里親・ファミリーホーム等